

令和6年3月29日

大和エネルギー株式会社
代表取締役社長 東 武 様

644-0022
和歌山県御坊市名田町上野 1465
日本野鳥の会和歌山県支部
支部長 中西 正和

141-0031
東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル
(公財)日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一

(仮称)DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価準備書 に対する意見

日頃より、日本野鳥の会が行う自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

2050年カーボンニュートラル達成に向け、貴社が取り組む再生可能エネルギーの導入は地域の脱炭素化に貢献する重要な事業となっています。一方で、太陽光発電や風力発電等の施設の導入による生物多様性の損失は回避しなければなりません。和歌山県では既に多くの風力発電施設（以下、風車という）が稼働、または計画されており、それらの中には、希少鳥類や渡り鳥への影響が必ずしも回避されているとはいえない風車もあります。日本野鳥の会ではこれまでに、鳥類の生息に大きな影響を与えうる風車の導入に関して、意見書や要望書を提出し、鳥類を中心とした生物多様性の保全について提言してきました。

貴社が作成、縦覧を行っている環境影響評価準備書（以下、準備書という）に記載されている対象事業実施区域（以下、計画地という）は、和歌山県レッドデータブック 2022年版において、「生物多様性保全上注目すべき地域」の中で、「白馬・護摩壇山系」として取り上げられ、そこには「鳥類では、クマタカ、コノハズク、ジュウイチ、コルリ、オオアカゲラ等、希少種が多く生息している。また、和歌山県内でも有数の野鳥の生息地である。特にクマタカは、縄張りが連続して存在する等、生息密度は県内有数である。沢筋には、アカショウビンが生息する。」と記載されています。もちろん鳥類だけでなく、多種多様な動植物が生息・生育する貴重な地域です。未来に残すべき自然として取り上げられたこの地域で風力発電事業を行うことは、生物多様性の損失を招き、その意義に反しているものと考え、事業の中止を求める次第です。

以下に、準備書中の予測評価と環境保全措置に対する意見を述べますが、ここでの意見は前述の立場に立ったうえで準備書の記載内容について述べるものであり、事業実施を容認するものではありません。

○調査期間について

貴社が2021年1月に縦覧した環境影響評価方法書（以下、方法書という）に対する意見でも述べたように、猛禽類の繁殖状況調査の結果から行動圏解析等を行うには、少なくとも2営巣期分の情報が必要です。県内で繁殖するクマタカのほとんどは、2年に一度しか繁殖を行わないことが知られています。貴社が調査結果の詳細を明していないので確かなことは言えませんが、2年間の調査では1営巣期分の調査しか行われなかったものと推測します。したがって、これで風車の建設によるクマタカの生息への影響を評価するのは、データ量が不足していると考えます。なお、方法書に対する県知事意見では2年に渡る調査が必要と示されていますが、貴社が行った調査ではデータとしては1営巣期分にしかありません。専門的な知識がある調査担当者ならば、2営巣期の調査を行うには3～4年の調査期間が必要なのはよく知られた事実です。

渡り鳥を対象とした調査において貴社は、春季および秋季ともに各季それぞれ3日間×3回の調査を行っていますが、渡りの時期や経路は天候や気象条件等によって大きく変わるため、この調査努力量では不十分な結果しか得られない可能性が高いと考えます。適切に渡り鳥に対する影響を評価するた

めには、さらなる調査努力量をかける必要があります、さらに過小評価を避けるため解析においては平均値ではなく、最大値を用いる必要があると考えます。

○移動経路の遮断・障害の項目の評価について

この項目では、ほとんどの影響評価の結果で、改変面積が小さいために影響が少ないという評価になっています。しかし、改変面積が小さくとも、施設を設置することによる忌避行動はこれらよりも大きな空間で影響を与えていると考えます。この評価を適切に行うには、既存の風力発電施設でも調査を行い、事前の環境影響評価の結果との比較を行うべきです。方法書に対しても当会はそのことを指摘し、また、和歌山県知事意見にもそのように書かれていますが、貴社はそれを行っていません。したがって、この評価は、客観的な環境影響評価の基準に基づくものではないと私どもは判断いたします。このような影響評価手法は不適切であるため、再調査を行った上で再度、影響評価を実施すべきです。

○ブレード・タワーへの接触の項目の評価について

貴社が算出したクマタカによる風車のブレードへの予測衝突数は、風車の建設後1期目は0.063個体/年（環境省モデル）と0.136個体/年（由井モデル）とありますが、これは貴社の当初予想よりも高い数値となったものと考えます。そのため貴社は、衝突予測数について、周囲8メッシュとの平均を算出し、または合計では高い値になるため個別の風力発電機で評価するなどして、ブレードへの接触の可能性がかなり低減できているという評価していますが、これでは適切に影響を評価できているとは考えられません。他の事業者は別の事業（中紀第二ウインドファーム）で同様の評価を行っており、当会はそのことを準備書に対する意見で指摘しておりますが、貴社もそれと同様の影響評価を行いました。事業実施のために恣意的な評価を行ったとすれば、環境影響評価法の趣旨に反することであり、このような評価で事業を実施すべきでないと考えます。

○騒音による生息環境の悪化の項目の評価について

猛禽類に対する影響評価で、クマタカの例を用いて生息に対する影響は低減できると評価していますが、1つの例を他の種にもすべて当てはめて評価することは不適切と考えます。また、その例が、どのくらいの距離でどの程度の規模で発生する騒音なのかが明記されておらず、適切な評価であるかも判断できません。このような不適切な基準に基づく影響評価では客観性が担保できません。

また、いくつかの種で風車の稼働後に発生する騒音について、時間の経過によって騒音に馴れる馴化が起きるために影響は少ないと評価していますが、これは定性的な評価に過ぎません。影響評価において一定の客観性を持たせるには、基準となる知見を明らかにし、または、既存の風車を用いた調査の結果を利用する必要があると考えます。

○既存風車における事後モニタリングの実施について

方法書に対する意見でも述べましたが、県知事から出された意見でもある、既存風車における事後モニタリングを行い、評価に活用することについて、貴社は全く行っておりません。既存の、中紀ウインドファームでは、事前調査でクマタカの生息が確認され、影響が大きいとして事業中止の意見を申し入れしましたが、影響は低減できるとして事業が実施されました。しかしながら、モニタリング調査では、クマタカの繁殖がほとんど見られなくなっていると聞きます。しかもその調査結果は、県の委員が強く公表を働きかけてようやく明らかになったものです。今回の準備書では、事後モニタリングを実施するとは読めませんが、もし実施しないのであれば環境影響評価法の趣旨に反するため、そのまま事業を実施することは許されないと考えます。

以上